

産 商 商 第 4 5 5 号

平 成 1 6 年 3 月 1 9 日

京 都 生 活 協 同 組 合

理 事 長 小 林 智 子 様

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年7月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ二条駅

京都市中京区西ノ京星池町46-1

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗前面空地に自転車での来店者の一部が，隣接する歩道をまたぐように駐輪していることから，店員や交通整理員による駐輪場への適切な誘導を行うことが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、二条駅土地区画整理事業・二条駅地区地区計画地域内に位置し、都市計画上の商業地域に立地しており、市道御池通に面しているとともに、南側にはJR二条駅、地下には京都市営地下鉄二条駅があり、本市における交通の結節点といえる地域に位置している。

周辺の地域の状況は、北側には道路を隔てて製材所、駐車場、低層住宅が位置しており、東側はJR嵯峨野線(山陰本線)の高架及び高架下に店舗、交番が立地しているほか、南側には道路(御池通)を隔てて共同住宅(11階建て)、西側には駐車場及び店舗が位置している。

なお、店舗前面空地には自転車での来店者の一部による駐輪が見受けられ、繁忙期には、前面空地と隣接する歩道をまたぐように駐輪している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、周辺道路に荷さばき搬入車による違法駐車を指摘する意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、提出された営業実績や予測から、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、提出された営業実績や予測から、駐輪場の収容台数に不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が27.5%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が1.1dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、当該施設には、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数以上の駐輪

場を確保しているものの、店舗前面空地に自転車での来店者の一部が、隣接する歩道をまたぐように駐輪していることから、店員や交通整理員による駐輪場への適切な誘導を行うことが望まれる。